

改正案の概要

改正規則等

事業所承認規則
無線設備規則
鋼船規則検査要領 B 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
安全設備規則
（日本籍船舶用）
鋼船規則 B 編
高速船規則
フローティングドック規則
内陸水路航行船規則
高速船規則検査要領
内陸水路航行船規則検査要領
（外国籍船舶用）

改正事項

サービスの提供事業所の承認に関する事項

改正理由

IACS は、板厚計測事業所、水中検査事業所等のサービスの提供事業所（以下、事業所という。）が必要な能力を有していることを確認するための事業所承認に関する要件を統一規則 Z17 に規定している。同統一規則については、IACS にて継続的に見直しを行っており、その都度本会規則への取入れを行っている。

この程、IACS は、旗国による団体の認証及び監視に関する要件を規定する RO コード（決議 MSC.349(92)及び決議 MEPC.237(65)）の要件との整合を図るべく当該規則の見直しを行い、統一規則 Z17(Rev.11)として 2015 年 6 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 Z17(Rev.11)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 海底資源掘削船（MODU）に対するサービスを行う事業所が本規則の対象となることを明記する。
- (2) 事業所がコンピュータをデータ管理の為に使用する場合には、当該事業所が使用するソフトウェアの性能を文書化する旨規定する。
- (3) 船級協会が行う検査と事業所が行う検査を区別するためそれぞれ”survey”，”inspection”と表現を改める。

改正案の概要

改正規則

事業所承認規則
鋼船規則 P 編及び R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

火災安全設備の保守，試験及び点検に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 14 規則及び 2009MODU コード第 9 章においては，IMO が策定した指針（MSC.1/Circ.1432）を参考に，船上において火災安全設備の保守，試験及び点検を実施することが要求されている。

近年，バハマ籍旅客船において，自動スプリンクラ装置の定期点検中に当該装置の不具合が散見されたことから，自動スプリンクラ装置に対する試験手順の見直しが行われ，2015 年 6 月に開催された第 95 回海上安全委員会（MSC 95）において，MSC.1/Circ.1432 の一部改正として，MSC.1/Circ.1516 が承認された。

今般，関連規定に MSC.1/Circ.1516 を加えるよう改める。

改正内容

火災安全設備の保守，試験及び点検に関して，関連するサーキュラー（MSC.1/Circ.1432）に MSC.1/Circ.1516 を含めるよう改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

定期検査の繰上げ実施に関する事項

改正理由

- (1) 規則 B 編 1.1.3 には、定期検査を繰り上げる場合、定期検査を開始した日から 15 ヶ月以内に完了しなければならない旨規定されている。一方、検査要領 B 編 1.1.4 には、中間検査を受けるべき時期(2 回目及び 3 回目の年次検査の時期)に定期検査を繰り上げて実施し、中間検査を行わない場合、繰り上げて行う定期検査については、3 回目の年次検査の時期までに完了しなければならない旨規定されている。

この場合、2 回目と 3 回目の年次検査の時期の間(2 年+3 ヶ月から 3 年-3 ヶ月の 6 ヶ月間)に定期検査を繰り上げた場合、当該検査の完了時期は 15 ヶ月後となり、中間検査を受けるべき時期に繰り上げた場合と扱いが異なる。

今般、定期検査の繰上げを実施する場合の取扱いをより明確にすべく、定期検査を繰上げた場合の当該定期検査を完了する時期に関する要件を改める。

- (2) 就航船の検査要件が規定されている IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズでは、定期検査及び中間検査を並行して行う場合であっても区画の内部検査等の間隔を適正に保つために、区画の検査及び板厚計測の結果を定期検査及び中間検査の両方に用いてはならない旨規定されている。

今般、IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズに基づいて、区画の検査及び板厚計測の結果に関する規定を改める。

改正内容

- (1) 定期検査を繰り上げて実施した場合の当該定期検査の完了時期に関する要件を規則 B 編 1.1.4 にまとめて規定する。
- (2) 3 回目の年次検査が終了する日より前に定期検査を繰り上げて開始し、中間検査を行わない場合の定期検査の完了の時期に関する要件を改める。
- (3) IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び Z10 シリーズに基づいて、区画の検査及び板厚計測結果の取扱いに関する要件を規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

船長の指示のもとに実施する貨物タンクの圧力試験に関する事項

改正理由

ばら積貨物船及び油タンカーの検査強化プログラム (Enhanced Survey Programme : ESP) に関する国際規則である 2011 ESP コードでは、定期検査時にタンクの圧力試験を実施することを要求しているが、油タンカーの貨物油タンクの圧力試験については、船長の指示のもとに本船で実施される圧力試験を定期検査における圧力試験として認めることがある旨規定しており、その条件についても併せて規定している。

今般、第 95 回海上安全委員会(MSC95)において、船長の指示のもとに圧力試験を行う場合のより詳細な指針が MSC.1/Circ.1502 として承認された。MSC.1/Circ.1502 は非強制ではあるが、船主、管理会社及び船長等が参照するための指針として鋼船規則に取入れることとする。

なお、IACS 統一規則 Z10.3 において、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）についても油タンカーと同様、貨物タンクの圧力試験として船長が実施した圧力試験を認めることがある旨規定していることから、MSC.1/Circ.1502 の取入れにあたり、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）についても本指針を参照することができるよう規定する。

改正内容

油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）の貨物タンクの圧力試験を、船長の指示のもと実施する場合の指針を規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

一般乾貨物船における区画及びタンクの継続検査に関する事項

改正理由

継続検査に関する要件が規定されている IACS 統一規則 Z6 には、船体の区画及びタンクに対して、定期検査で行う各検査項目を次の定期検査までに順次行うことにより、次の定期検査における詳細な検査を検査員の判断により省略することができる旨規定されている。本要件は、強化された検査 (Enhanced Survey Programme: ESP) が適用される船舶 (ESP 船: ばら積貨物船, 油タンカー及び危険化学品ばら積船) 以外の船舶に対して適用されていたが, 2004 年に採択された IACS 統一規則 Z6(Rev.4)において, 一般乾貨物船は本統一規則の適用から除外されることとなった。併せて, すでに継続検査を適用していた一般乾貨物船にあっては, 2005 年 7 月 1 日より後の最初の中間検査又は定期検査いずれか早い時期までに, 継続検査方式の採用を取り消す必要がある旨規定された。

しかしながら, 現在では, すでに適用対象となる船舶が存在しないことから, IACS において, 上記要件を削除する改正が行われ, 2015 年 7 月に IACS 統一規則 Z6(Rev.6)として採択された。

今般, IACS 統一規則 Z6(Rev.6)に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

一般乾貨物船に対する継続検査方式に関する規定を削る。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

定期的検査における精密検査及び板厚計測に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 Z7 には、就航後の船体検査に関する要件が規定されている。このうち、船体構造部材にアルミニウム等の材料が使用された場合には、その耐食性等を考慮し、鉄鋼材料に対する板厚計測とは別に、船級が適当と認める方法により板厚計測を実施することができる旨規定した改正が、2015 年 7 月に IACS 統一規則 Z7(Rev.23)として採択された。

また、IACS 統一規則 Z10.5 には、二重船側構造ばら積貨物船の船体検査に関する要件が規定されている。このうち、精密検査に関し、二重船側部の防撓様式に応じた対象部材を明確化するための改正が、2015 年 2 月に IACS 統一規則 Z10.5(Rev.15)として採択された。

今般、IACS 統一規則 Z7(Rev.23)及び Z10.5(Rev.15)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 船体構造部材等に鉄鋼材料以外が用いられた場合の板厚計測の要件を規定する。
- (2) 二重船側構造ばら積貨物船の精密検査の対象部材について、縦式構造又は横式構造の場合の計測箇所を規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 B 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

代替設計及び配置の検査に関する事項

改正理由

IMO は、SOLAS 条約や MARPOL 条約等の国際条約により要求される検査要件を指針として取り纏め、IMO 総会決議 A.1053(27)として採択している。IACS は、当該決議に規定される検査要件のうち、船級検査の一部として実施すべき検査項目を取り纏めた IACS 統一規則 Z1 を採択しており、本会も既に関連規則に取入れている。

その後、IMO において、最新の条約要件に合致した検査手順とすべく当該指針の見直しが行われた結果、SOLAS 条約の適用除外措置として代替設計及び配置を採用する場合の検査要件等が追加された上で、IMO 総会決議 A.1076(28)として採択された。これを受け、IACS は、機関、電気設備及び火災安全設備に関する代替設計及び配置の検査要件を船級検査の一部として追加する等の見直しを行った上で、2015 年 3 月に IACS 統一規則 Z1(Rev.5)を採択した。

今般、IACS 統一規則 Z1(Rev.5)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

機関、電気設備及び火災安全設備に関する SOLAS 条約の適用除外措置として、主管庁により承認された代替設計及び配置を採用する船舶にあっては、年次検査において承認図書の記載に従った試験、検査及び保守管理状況の確認を行う旨規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

機関の定期的検査に関する事項

改正理由

IACS は統一規則 Z18 にて機関の定期的検査について規定している。同統一規則においては、定期的検査の要件に加え、検査延期の条件も規定されている。

当該統一規則に対し IACS は、同統一規則の規定における機関の確認運転の実施時期を改めるとともに、ボイラ検査を延期する場合の条件に関しても、より明確な表現となるよう見直しを行い、2015 年 4 月に統一規則 Z18(Rev.5)として採択した。

今般、改正された IACS 統一規則 Z18(Rev.5)の規定を本会規則に取入れるべく、関連規定を改める。

改正内容

- (1) ボイラ検査の延期が認められる場合とは、使用を予定している修理設備又は主要な材料、設備若しくは予備品が使用不能な場合又は荒天を回避することによる遅延のみである旨改める。
- (2) 主機及び補機の確認運転を行う時期を入渠工事後から定期検査時に改めるとともに、定期検査時には確認運転を行わなければならない旨規定する。
- (3) 長期入渠工事において大規模な工事を行った際、検査員が必要と認めた場合に確認運転を行わなければならない旨規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

IS コード B 編 6 章の参照に関する事項

改正理由

船舶の非損傷時復原性に関する国際条約である 2008 IS コードにおいては、A 編に強制要件が、B 編に非強制の推奨事項が規定されている。同 B 編 6 章では、着氷による影響について規定しているが、甲板上に木材を積載する船舶の着氷については一般的な規定に留まっていた。そのため、IMO は、甲板上に木材を積載する船舶における着氷による重量増について検討を行い、2015 年 6 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会(MSC95)において、2008 IS コード B 編 6 章の改正を決議 MSC.398(95)として採択した。

鋼船規則検査要領 U 編においては、着氷について 2008 IS コード B 編 6 章を参照するよう規定しているが、今般の改正を受け、決議 MSC.398(95)を含めた今後の 2008 IS コードの改正についても現行の 2008 IS コードと同様に参照するよう、関連規定を改める。

改正内容

着氷に関する規定に関し、今後の 2008 IS コードの改正についても参照するよう改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

舵, シューピース及びラダーホーンに関する事項

改正理由

IACS 統一規則 S10 (UR S10) においては, 舵, シューピース及びラダーホーン (以下, 舵等) の要件が規定されている。一方で, 2006 年 4 月に施行されたばら積貨物船のための共通構造規則 (CSR-BC) においても舵等の要件が規定されており, これらの内容は一部 UR S10 と異なるものとなっている。

IACS は, すべての船種で UR S10 を適用することができるよう, CSR-BC のみに規定されている舵等の要件を取入れるとともに, 舵の溶接及び設計詳細に関する要件並びに代替設計に関する要件等を新たに加え, 2015 年 4 月に UR S10 (Rev.4) として採択した。

また, IACS は UR S10 (Rev.4) に対する字句修正を行い, 2015 年 12 月に UR S10 (Rev.4, Corr.1) を採択した。

今般, UR S10 (Rev.4) 及び UR S10 (Rev.4, Corr.1) に基づき, 関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は以下のとおり。

- (1) ラダーホーンと船体構造との結合部に関する要件を規定する。
- (2) ラダートランクに関する要件を規定する。
- (3) 舵の溶接及び詳細設計に関する要件を規定する。
- (4) 代替設計に関する要件を規定する。
- (5) 切込み部周辺における舵心材の許容応力を改める。
- (6) 舵板構造と鍛鋼又は鋳鋼の一体型部品との接合部に関する要件を規定する。
- (7) コーンカップリングにおけるキーの寸法, 押込み圧力及び押込み長さに関する要件を改める。
- (8) 舵頭材及びピントルのベアリングに関する要件を改める。
- (9) 舵頭材を支持するラダートランクを備える C 型舵及び 2 点弾性支持を受ける D 型舵に関する要件を規定する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶の貨物用倉口に関する事項

改正理由

IACS において、ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船以外の船舶（コンテナ運搬船や一般貨物船等の船舶）の貨物用倉口に関する要件を IACS 間で共通とすべく、2011 年 5 月に IACS 統一規則 S21A が制定された。しかしながら、業界から要件の適用や解釈に関する多くのコメントが寄せられていたため、採択後も引き続き検討が行われていた。

この度、倉口蓋上のコンテナによる荷重並びに倉口蓋及び倉口縁材の構造寸法に関する要件の明確化等を行った一部改正が 2015 年 5 月に IACS 統一規則 S21A(Rev.1) として採択された。

今般、IACS 統一規則 S21A(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 倉口蓋に作用するコンテナによる荷重に関する要件を改める。
- (2) 倉口蓋の構造強度に対して検討すべきコンテナの部分積付状態を示した図を加える。
- (3) 二重張り構造の鋼製倉口蓋の底板の板厚に関する要件を改める。
- (4) 倉口縁材の構造及び強度基準に関する要件を改める。
- (5) 倉口蓋の支持部材に対する許容表面圧力の緩和を認める場合の要件を加える。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 A 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

GBS 適用船に対するばら積貨物船及び油タンカーのための IACS 共通構造規則の適用に関する事項

改正理由

2010 年 5 月に開催された IMO 第 87 回海上安全委員会 (MSC87) において「油タンカー及びばら積貨物船用ゴールベースの国際船舶構造基準 (GBS)」及びこれを強制化するための SOLAS 条約第 II-1 章第 3-10 規則の改正が採択され、船の長さが 150m 以上の油タンカー及びばら積貨物船のうち、2016 年 7 月 1 日以降に建造契約が結ばれる船舶、建造契約がない場合は 2017 年 7 月 1 日以降に起工または同等段階にある船舶、または、2020 年 7 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶に GBS が適用される。

GBS に適合するためには、IMO による GBS 適合検証に合格した船級協会等の規則に従うことが求められ、GBS に関わる構造基準を満足するためには、ばら積貨物船及び油タンカーのための IACS 共通構造規則 (CSR-BC&OT) を適用する必要がある。

従って、CSR-BC&OT の適用は 2015 年 7 月 1 日以降に建造契約が結ばれる船舶であるが、2020 年 7 月 1 日以降に引渡しが行われる船舶にあつては、GBS が適用されるため、建造契約日に関わらず CSR-BC&OT を適用する必要がある。

今般、GBS が適用される船舶に対しては、CSR-BC&OT を適用しなければならない旨を明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

GBS が適用される船舶にあつては、鋼船規則 CSR B&T 編を適用しなければならない旨を規定する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 B 編
鋼船規則検査要領 B 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

完成図の提出に関する事項

改正理由

鋼船規則 B 編 2.1.7 には、完成図の提出が求められる図面が規定されているが、当該要件については、業界から見直しの要望を受けていた。

今般、業界要望に基づいて、完成図の提出を求める図面について見直しを行い、船体コンストラクションファイル及び GBS 対応船体コンストラクションファイルに含まれる図面等を完成図の提出を求める図面から除くよう関連規定を改める。

改正内容

完成図として提出を求める図面を改める。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 CSR-B&T 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers Corrigenda の適用に関する事項

改正理由

ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 (Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers) においては、保守作業の一環として、定期的に規則改正 (Rule Change Proposal) 及び誤記修正 (Corrigenda) を行っている。そのうち、字句修正等、寸法に影響がないものについては、誤記修正として対応し、規則発効時に遡り適用することとしている。

今般、IACS にて誤記修正が公表される見込みであることから、これらを適用できるよう関連規定を改める。

改正内容

IACS にて採択された、ばら積貨物船及び油タンカーのための共通構造規則 (Common Structural Rules for Bulk Carriers and Oil Tankers) について、その後の誤記修正 (Corrigenda) を適用できるよう、関連規則を改める。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

コンテナ運搬船の曲げ振り強度に関する事項

改正理由

IACS において、コンテナ運搬船の直接強度計算に用いる荷重に関する機能要件を規定する IACS 統一規則 S34 が 2015 年 5 月に採択された。今般、IACS 統一規則 S34 に基づき、全船解析を用いた曲げ振り強度評価について関連規定を改める。なお、IACS 統一規則 S34 の規定のうちホールドの直接強度計算に関する要件を取り入れるための鋼船規則一部改正案は 2015 年度第 4 回技術委員会で承認されている。

改正内容

- (1) 「コンテナ運搬船の構造強度に関するガイドライン」の「船体曲げ振り強度評価ガイドライン」に示す評価が要求される船舶の適用を改める。
- (2) コンテナ運搬船の曲げ振り強度評価時に考慮する波浪中垂直曲げモーメントは、鋼船規則 C 編 32.2.3-8. (IACS 統一規則 S11A に基づく要件) による旨改める。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編及び N 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

管継手の材料に関する事項

改正理由

本会は、鋼船規則 D 編において、1 類管等に使用する突合せ溶接式及びさし込み溶接式管継手（以下、管継手という。）に対し、材料、溶接等に関する要件を規定している。これらの規定のうち、管継手に用いる材料は、鋼船規則 K 編の規定に適合したものを使用するよう規定している。また、加工過程で熱間加工を施す場合、加工の前後で材料成分が変化することから、加工後も材料試験を行うよう規定している。

このうち加工過程で熱間加工を施す場合、管継手は、加工後において材料試験を実施することで、その健全性を確認できると考えられることから、当該要件について見直しを行っていた。

その結果、加工後においてのみ鋼船規則 K 編の規定への適合を確認することとし、この場合には、本会が予め管継手の加工方法等を確認することを条件に、管継手の材料として国家規格に適合した材料を使用することができる旨関連規定を改める。併せて、外国籍船舶用の規則について、1 類管等に使用する管継手の製造時における試験要件が一部不明瞭となっていたことから、日本籍船舶用の規則と同様の要件を新たに規定する。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 1 類管等に使用する管継手について、製造工程で熱間加工等を行う場合であって、予め本会の使用承認を受けた場合には、JIS 規格等の国家規格に適合した材料を用いることができる旨改める。
- (2) 1 類管等に使用する管継手の材料として、JIS 規格等の国家規格に適合した材料を使用する場合の承認試験内容を規定する。
- (3) 外国籍船舶用規則について、1 類管等に使用する管継手の製造工場等における試験要件を規定する。

改正案の概要

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

半製品の製造者の変更又は追加に関する事項

改正理由

船体用圧延鋼材に関する要件について定める IACS 統一規則 W11 には、製造方法の承認試験に関する要件が規定されている。そのうち、承認の範囲に関する要件においては、既に本会より圧延鋼材の製造方法の承認を受けている製造者が、別の製造者の半製品を用いた圧延鋼材の製造方法の承認試験を受ける場合、使用する半製品の製造者が受けている製造方法の承認の内容に応じて、承認試験の一部またはすべてを省略することができる旨規定されている。

本会の船用材料・機器等の承認及び認定要領においても上記統一規則の要件を取り入れているが、当該要件が適用される条件が一部不明確であることから、当該条件を明確にすべく、関連規定を改める。

改正内容

半製品の製造者を変更又は追加する場合における承認試験の省略条件を明記する。

改正案の概要

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

船用材料・機器等の承認又は認定に用いる申込書に関する事項

改正理由

船用材料・機器等の承認及び認定要領には、各製品に対し、承認又は認定に関する申込み時に必要な申込書の書式例を記載している。また、本会のホームページにおいては、申込み時の利便性を考慮し、編集可能な申込書の電子データを掲載している。両申込書は同一の内容について定めた書式であるが、申込書に記載する事項について一部整合が取れていなかった。

今般、申込み時の混乱を避けるべく、船用材料・機器等の承認及び認定要領中に記載する申込書の書式例を削り、今後は本会ホームページに掲載する申込書を参照するよう関連規定を改める。

改正内容

船用材料・機器等の承認及び認定要領に記載される申込書の書式例を削るとともに、本会ホームページに掲載される申込書の書式名を追記する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 M 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

低温用圧延鋼材の加工及び溶接施工に関する管理基準に関する事項

改正理由

鋼船規則検査要領 M 編 2 章には、船体用圧延鋼材の加工及び溶接施工等におけるショートビード、予熱施工及び線状加熱加工に関する管理基準を規定している。

近年、主に液化ガスばら積船に対し、低温用圧延鋼材の適用増加が見込まれることから、日本鋼船工作法精度基準 (JSQS) に規定される低温用圧延鋼材の溶接に関する管理基準を参考に、関連規定を改める。

改正内容

ニッケル鋼を除く低温用圧延鋼材に対する、ショートビード、予熱施工及び線状加熱加工に関する管理基準を規定する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 M 編

鋼船規則検査要領 M 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

溶接施工方法の承認試験に関する事項

改正理由

- (1) 溶接施工方法の承認試験において、鋼板の突合せ溶接の場合の試験材寸法については、手溶接及び半自動溶接に加え、自動溶接についても要件を規定している。一方、ステンレス圧延鋼材については、手溶接及び半自動溶接の場合のみの規定としていたが、自動溶接による施工も採用されていることから、ステンレス圧延鋼材の自動溶接の試験材寸法要件を加えるべく、関連規定を改める。
- (2) 溶接施工方法の承認試験においては、当該承認試験に関する要件を規定する IACS 統一規則 W28 の要件に基づき、規格最小降伏応力が 355N/mm^2 以上の船体用圧延鋼材及び構造用調質高張力鋼に対して耐低温割れ特性の指標として硬さ試験を要求している。

しかしながら、鋼船規則 K 編に規定する低温用圧延鋼材及び低温用鋼管においても、船体用圧延鋼材と同様な特性を持つ鋼種が含まれることから、当該統一規則の基となっている ISO 15614-1 を参考に、低温用圧延鋼材及び低温用鋼管に対する溶接施工方法の承認試験時における硬さ試験に関する要件を改める。

また、当該承認試験に関する要件は、突合せ溶接継手、すみ肉溶接継手及び完全溶込み T 継手に対して規定しているが、各継手に要求する硬さ試験の対象となる材料記号及び板厚の承認範囲に関する取扱いに一部不整合があることから、これらが整合するよう関連規定を改める。

改正内容

- (1) ステンレス圧延鋼材の板の突合せ溶接継手試験材について、自動溶接の場合の試験材寸法を規定する。
- (2) 低温用圧延鋼材及び低温用鋼管のうち、規格最小降伏応力が 355N/mm^2 以上の材料記号に対する硬さ試験を追加するとともに、硬さの上限値を規定する。
- (3) 完全溶込み T 継手の硬さ試験が要求される材料記号をその他の継手で要求される材料記号と整合するよう改める。
- (4) 低温用圧延鋼材及び低温用鋼管の板厚の承認範囲に関し、別途規定する硬さを超える場合には、板厚の承認範囲の上限を試験材板厚とする旨規定する。

改正案の概要

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

合成繊維ロープの承認の更新に関する事項

改正理由

本会規則においては、重要な艀装品に対しては、製造方法の承認を行い、一定の有効期間を付して承認証を発行している。加えて同承認証の有効期間を越えないよう必要な調査及び試験等の更新手続きを行い、承認を継続する規定としている。

一方、合成繊維ロープについては、上述の承認証によらず、一定期間内に検査を受けることで承認を継続する旨規定しており、その他の艀装品の承認の更新方法とは異なるものとなっている。

今般、合成繊維ロープの承認の継続方法をその他の艀装品と同様の承認の更新方法とすべく、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 承認の通知に関して、承認通知書ではなく、承認証及び承認要目書を発行することを明記する。
- (2) 承認証の有効期間は、5年間であることを明記する。
- (3) 承認の更新と承認内容の変更に関する要件を明確化する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 K 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

ステンレスクラッド鋼板の合せ材の制限に関する事項

改正理由

ステンレスクラッド鋼板は、優れた強度及び耐食性を有しており、危険化学品ばら積船のタンクの構造材料として使用される等、実用化が進んでいる。

上記背景から、ステンレスクラッド鋼板に関する JIS 規格の整備も進んでおり、ステンレスクラッド鋼板の種類及び性質等を定める JIS G3601 の見直しが行われ、ステンレスクラッド鋼板の合せ材についても二相ステンレス圧延鋼材 KSUS329J3L 等の規格が追加された。

本会規則においても、上記 JIS 規格を参考にし、関連規定を改める。

改正内容

ステンレスクラッド鋼板の合せ材に関する要件を改める。

改正案の概要

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

船舶のエネルギー効率に関する資料に関する事項

改正理由

MARPOL 附属書 VI に規定されるエネルギー効率設計指標 (EEDI) に関する要件は、温室効果ガス (GHG) の排出削減を目的として、船舶の積載能力等に応じた所定のエネルギー効率を満足することを要求している。

上記の要件に関連する海洋汚染等防止法検査心得が 2015 年 9 月に改正され、エネルギー効率設計指標 (EEDI) の計算書に含める船舶の積載能力に関する情報として、船種に応じて総トン数及び載貨重量、あるいは載貨重量又は総トン数を記載するよう具体的に規定された。また、IMO においても、同様の改正が MEPC.254(67) として採択された。

今般、改正された海洋汚染等防止法検査心得及び MEPC.254(67)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 船舶の積載能力を示す情報を二酸化炭素放出抑制指標計算書 (エネルギー効率設計指標 (EEDI) テクニカルファイル) に含める旨規定する。
- (2) 上記(1)の計算書の追加資料に含めるべき情報を明確に規定する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

補助ボイラの給水管装置に関する事項

改正理由

本会規則においては、補助ボイラ等に関し、冗長性の観点から、主ボイラと同様に 2 系統の給水管系統を設ける旨規定しており、例外的に、当該装置が故障した場合であっても、通常航海及び貨物の加熱に支障をきたさない代替の設備が設けられている場合等に限って、給水管系統を 1 系統とすることを認めている。

IACS において、当該冗長性について統一的な取扱いとすべく議論を行った結果、2 以上の適切な容量の補助ボイラ等を組み合わせた蒸気発生装置を設備すること等により十分な安全性が確保される場合を除き、原則、補助ボイラ等においては 2 系統の給水管系統を設ける必要があるとの合意に至ったことから、今般、関連規定を改める。

改正内容

補助ボイラ等においては、2 系統の給水管装置を設ける旨明確に規定すると共に、蒸気胴の給水取入口は 1 とすることができる旨規定する。

改正案の概要

改正規則

安全設備規則
(日本籍船舶用)

改正事項

航海設備の性能基準に関する事項

改正理由

- (1) 海上保安の強化を目的として、船舶にはその動静を把握し追尾を行うシステムとして船舶長距離識別追跡装置 (LRIT) の搭載が要求されており、IMO において、当該装置の性能基準は決議 MSC.210(81)として定められている。

2015 年 5 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会(MSC95)において、同装置の性能基準のうち、陸上通信設備に関する要件の見直しが行われ、決議 MSC.400(95)として採択されたことから、今般、最新の決議番号とすべく関連規定を改める。

- (2) 船舶には安全な航行を支援するための航海機器として、自動衝突予防援助装置等が設置されている。IMO において、これらの性能要件は決議 A.823(19)及び決議 MSC.64(67)として定められており、本会は既に規則に取り入れている。

その後、IMO において、当該機器の性能要件の一部見直しが行われ、決議 MSC.192(79)として採択された。同決議は推奨要件であるものの、国土交通省が定める当該機器の性能基準において、同決議内容を取り入れていることから、今般、当該機器の性能基準を国土交通省の取扱いに合わせるべく関連規定を改める。

改正内容

- (1) 船舶長距離識別追跡装置 (LRIT) の参照決議を改める。
- (2) 自動衝突予防援助装置、電子プロットング装置及び自動物標追跡装置において、表示すべき物標数を改める。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 R 編
(日本籍船舶用)

改正事項

脱出及び消防設備に関する日本籍内航船等の特別規定に関する事項

改正理由

- (1) 機関制御室及び主作業室には 2 つの脱出経路を設け、そのうちの 1 つは連続した防火シェルタとする SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2 規則の改正が採択された。本規定は、2016 年 1 月 1 日に発効され、既に本会規則に取り入れている。

本規定に関し、航路制限等のある船舶に対して、連続した防火シェルタの設置について斟酌できるよう船舶設備規程が改正された。

今般、船舶設備規程との整合を図るべく、関連規定を改める。

- (2) 暴露甲板にコンテナを積載する船舶については、水噴霧ランスを備える旨規定するとともに、暴露甲板に 5 段以上のコンテナを積載する船舶については移動式水モニタを備える旨規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 10 規則の改正が採択された。本規定は、2016 年 1 月 1 日に発効され、既に本会規則に取り入れている。

本規定に関し、航路制限等のある船舶に対して、水噴霧ランス及び移動式水モニタの備え付けについて参酌できるよう船舶消防設備規則が改正された。

今般、船舶消防設備規則との整合を図るべく、関連規定を改める。

- (3) SOLAS 条約第 II-2 章第 20.6.2.2 規則においては、自走用燃料を搭載する車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域の保護要件として、水噴霧放射器及び持運び式泡放射器の備え付けが要求されており、既に本会規則に取り入れている。

本会においては従来、総トン数 500 トン未満又は航路制限のある日本籍船舶に対しても同要件を適用する旨規定しているが、船舶消防設備規則においては、同要件が参酌される旨規定されていることから、今般、船舶消防設備規則との整合を図るべく、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 次の(a)から(d)の船舶においては、A 類機関区域内の機関制御室及び主作業室からの脱出設備として連続した防火シェルタの設置を省略できる旨規定する。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶
 - (c) 国際航海に従事する専ら漁ろうに従事する船舶
 - (d) 国際航海に従事しない一般漁船
- (2) 次の(a)から(e)の船舶においては、水噴霧ランスを省略できる旨規定する。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Restricted Greater Coasting Service”, “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶
 - (c) 専ら漁ろうに従事する船舶
 - (d) 国際航海に従事する一般漁船
 - (e) 総トン数 1000 トン未満の国際航海に従事しない一般漁船次の(a)から(c)の船舶においては、移動式水モニタを省略できる旨規定する。
 - (a) 総トン数 300 トン未満の船舶
 - (b) 専ら漁ろうに従事する船舶
 - (c) 総トン数 500 トン未満の一般漁船
- (3) 次の(a)及び(b)の船舶においては、自走用燃料を搭載する車両積載区域、ロールオン・ロールオフ区域及び特殊分類区域への水噴霧放射器及び持運び式泡放射器の設置を省略できる旨規定する。
 - (a) 総トン数 500 トン未満の船舶
 - (b) 船級符号に “Restricted Greater Coasting Service”, “Coasting Service” 又は “Smooth Water Service” を付記して登録される船舶

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 D 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

プラスチック管に関するガイドラインの改正に関する事項

改正理由

船上で使用するプラスチック管については、IMO が策定したプラスチック管の性能基準及び試験に関する指針(IMO 決議 A.753(18))に承認要領が規定されている。また、2010 年 11 月に開催された IMO 第 88 回海上安全委員会(MSC88)において、同指針の改正が IMO 決議 MSC.313(88)として採択されている。本会は既に同指針を規則に取り入れており、当該指針に従って船舶に使用されるプラスチック管の承認を行っている。

その後、IMO において同指針の更なる検討が行われた結果、2015 年 6 月に開催された MSC95 にて、火災試験方法コード(FTP コード)の試験基準にプラスチック管に対する発煙性及び毒性に関する試験基準を追加するとともに、火炎伝播性に関する試験方法を改める等の改正が IMO 決議 MSC.399(95)として採択された。

今般、IMO 決議 MSC.399(95)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 居住区域、業務区域、制御場所に設けられるプラスチック管に発煙性及び毒性試験を実施する旨規定する。
- (2) 本会の承認を受けたプラスチック管であって、発煙性及び毒性試験に適合しているものに表示する記号を明記する。
- (3) プラスチック管の火炎伝播性の試験方法を改める。
- (4) 関連する国際条約の改正に合わせて、参照規則番号を改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 P 編
鋼船規則検査要領 C 編及び P 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

点検設備に関する事項

改正理由

- (1) SOLAS 条約第 II-1 章第 3-6 規則に規定するばら積貨物船及び油タンカーの固定点検設備については、詳細な技術要件が Technical Provisions (決議 MSC.158(78)) に定められている。また、これらの規定に対し、IACS は統一的な運用を図るため、統一解釈 SC191 を策定し、継続的に見直しを行っている。

Technical Provisions 及び統一解釈 SC191 においては、区画への交通のために使用されるはしごについて、踊り場で隣接する垂直はしごは、水平方向にずらして配置する旨規定されている。

IACS は、当該踊り場における垂直はしごに対する具体的な要件を明確にすべく検討を行い、隣接するはしご間等の距離を詳細に規定する IACS 統一解釈 SC191(Rev.7)を 2015 年 1 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC191(Rev.7)に基づき、関連規定を改める。

- (2) MODU (Mobile Offshore Drilling Units) については、2009MODU コードで点検設備の要件が規定されており、上述のばら積貨物船及び油タンカーに対する Technical Provisions を準用している。当該規定は船舶に対するものであることから、IACS は、MODU に対する点検設備の解釈を定めるべく統一解釈 SC191 を参考に、IACS 統一解釈 MODU1 及び MODU1(Rev.1)をそれぞれ 2015 年 5 月及び 2015 年 10 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 MODU1 及び MODU1(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 踊り場で隣接する上下の垂直はしごに関して、水平方向の距離、上下のはしごが重なり合う距離及び垂直はしごと踊り場の水平距離を規定する。
- (2) 海洋構造物等の点検設備に対する統一解釈を規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 B 編
内陸水路航行船規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正事項

消火装置の射水試験に関する事項

改正理由

SOLAS 条約で要求される消火ポンプについては、十分な消火能力が求められており、同条約第 II-2 章第 10.2 規則においては、消火栓における吐出圧力が規定されている。

本会は、当該ポンプの消火能力については、従来から製造中登録検査時に、消火栓の吐出圧力が規定圧力に達することに加え、2 つの消火栓から同時に 2 条の射水により 12m 以上の水平到達距離に達することについても確認を行っている。

12m の水平到達距離の確認については、SOLAS 条約に規定される消火栓における吐出圧力の確認をもって担保できることから、今般、当該ポンプの能力の確認手段として、水平到達距離の要件を削除する。

改正内容

消火ポンプの能力は、吐出圧力により確認するものとし、水平到達距離を確認する要件を削る。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
旅客船規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正事項

階段室に備える火災探知器の配置に関する事項

改正理由

火災安全設備コード (FSS コード) 9 章においては、階段室に備える火災探知器は、少なくとも階段の最上層及びその下方については 2 層ごとに設置しなければならない旨規定されており、同要件は既に本会規則に取り入れられている。

本会規則においては、上記要件の検査要領として、階段室の内部がすべての層において連続している場合には、11m を超えない間隔ごとに 1 個の火災探知器を備えるよう規定しているが、この場合に火災探知器を具体的にどのように配置すべきかが不明確であった。

このため、階段室の内部の火災探知器の配置に関する要件が明確となるよう、関連規定を改める。

改正内容

階段室の内部の火災探知器の配置を例示した図を追加する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 C 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

通風筒の閉鎖装置に関する事項

改正理由

国際満載喫水線条約（以下、LL 条約）の附属書 I 第 19 規則においては、波の打ち込み等による浸水を防ぐため、通風筒の開口に風雨密の閉鎖装置を備える旨規定されている。ただし、通風筒の縁材の高さが、設置される甲板の位置及び高さに応じた十分なものである場合には、当該閉鎖装置を省略できる旨規定されており、同規則は既に本会規則にも取り入れられている。

上記規定を適用するにあたり、LL 条約においては、通風筒等の設置位置の分類として定義されている位置 I 及び位置 II に基づいて必要な通風筒の縁材の高さを規定している。一方、本会規則においては、当該規定に基づき通風筒の設置位置を具体的に規定しているものの、一部の船首部船楼甲板における通風筒の縁材の高さに関する記述が不明確となっていた。

今般、通風筒の設置位置を LL 条約の表現に合わせて位置 I 及び位置 II に基づき規定することでより明確な記述とすべく、関連規定を改める。

改正内容

乾舷甲板及び船楼甲板の暴露部における通風筒の縁材の甲板上面上の高さに関する規定について、通風筒の設置位置を位置 I 及び位置 II に基づき規定するよう改める。

（備考）通風筒等の設置位置の分類（鋼船規則 C 編 20.1.2 等）

- 位置 I 乾舷甲板及び低船尾楼甲板の暴露部並びに L_f の前端から $0.25L_f$ の箇所より前方にある船楼甲板の暴露部
- 位置 II L_f の前端から $0.25L_f$ の箇所より後方にあり乾舷甲板より標準船楼高さ 1 層分以上上方に位置する船楼甲板の暴露部、又は、
 L_f の前端から $0.25L_f$ の箇所より前方にあり乾舷甲板より標準船楼高さ 2 層分以上上方に位置する船楼甲板の暴露部

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則検査要領 R 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
鋼船規則 R 編
（日本籍船舶用）
旅客船規則検査要領
（外国籍船舶用）

改正事項

冷暖房空調装置に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 5 規則において、機械式通風装置は、火災の拡大を防止するため、設置される区域の外部の安全な位置から停止できるものとする旨規定されている。本規定に関し、IACS は、旅客船の居室内部の空気循環のために供されるエアコン等であって、装置の停止時に外気を供給できないものについては、上記の措置が必要な装置とみなさない旨の統一解釈 SC148 を定めており、本会は同 IACS 統一解釈を既に規則に取入れている。

その後、IACS は同統一解釈の適用について更なる検討を行い、貨物船に設置される同様のエアコン等並びにキャビネット及び配電盤に備わる通風機についても、装置の停止時に外気を供給できないものである場合、旅客船に設置されるものと同様に、上記の措置が必要な装置とみなさない旨規定する統一解釈 SC148(Rev.2)を 2015 年 9 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC148(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 貨物船及び旅客船において、居室内部の空気循環のために供されるエアコン等であって、装置の停止時に外気を供給できないものについては、設置場所の外部からの停止に関する要件は適用されない旨規定する。
- (2) 機械式通風装置に対する設置場所の外部からの停止に関する要件について、日本籍船舶用及び外国籍船舶用の規則の書きぶりを統一するよう改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 B 編
安全設備規則
安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用)

改正事項

閉囲区域への立入り等のための可搬式ガス検知器に関する事項

改正理由

近年、船員の貨物倉、機関室等の閉囲区域への立入りの際において、酸欠等による重大な人身事故が数多く報告されている。これらの事故は、船員による危険性の把握が不十分であったことに起因していることから、IMO において、船員の安全確保を目的とした検討が行われていた。

その結果、2014 年 11 月に開催された IMO 第 94 回海上安全委員会 (MSC 94) において、当該区域に立入る前に内部の雰囲気を測定するための可搬式ガス検知器を船上に備えることを要求する SOLAS 条約第 XI-1 章第 7 規則が決議 MSC.380(94)として採択された。

また、日本籍船舶においては、可搬式ガス検知器が国土交通省の船舶安全法に基づき型式承認の対象となることから、閉囲区域への立入りのための可搬式ガス検知器及びその他のガス検知器が承認の対象であることが明確となるよう関連規定の見直しを行った。

今般、決議 MSC.380(94)及び国土交通省の法令に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 閉囲区域への立入りの前に当該区域内部の雰囲気を測定するための可搬式ガス検知器を船上に備える旨規定する。
- (2) 日本籍船舶に搭載される可搬式ガス検知器は、承認品を用いる必要がある旨規定する。
- (3) 登録検査及び定期的検査において、可搬式ガス検知器の船上への搭載を確認する旨規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

乾舷甲板上第 3 層目より上方の窓に関する事項

改正理由

鋼船規則 C 編 23 章及び CS 編 21 章においては, 乾舷甲板上第 3 層目までの甲板室, 船楼及び船側に取り付けられる窓に対し具体的な設計圧力を規定している。一方, 乾舷甲板上第 3 層目より上方に取り付けられる窓については, 本会が適当と認めるものとする旨規定されており, 設計圧力に関する要件が不明確となっていたことから, 当該窓について要件が明確となるよう関連規定の見直しを行った。

見直しに際しては, 暴露甲板の前方部分に設置される艀装品等の青波荷重に対する強度要件を参考に, 乾舷甲板上第 3 層目より上方の甲板室及び船楼に取り付けられる窓に波浪が打ち込む可能性のある船型及び甲板室等の位置について検討を行った。今般, 検討結果に基づき関連規定を改める。

改正内容

乾舷甲板上第 3 層目より上方の甲板室及び船楼の前端壁に取り付けられ, かつ, L の前端から $0.5L$ の箇所より前方の位置に取り付けられる窓の設計圧力は, 原則として最小設計圧力以上とする旨規定する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 S 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

危険化学品ばら積船における塗料庫の配置に関する事項

改正理由

IBC コード第 3.2.1 規則においては、居住区域、業務区域又は制御場所は、貨物ポンプ室リセス又はポンプ室リセスの上方を除き、貨物エリア内に配置してはならない旨規定されている。また、これに関連した統一解釈 MSC.1/Circ.1241 においては、危険化学品ばら積船における塗料庫は貨物エリア上に配置してはならない旨規定されており、本会は当該サーキュラーを本会規則に取入れている。

当該サーキュラーに加え、本会規則においては、従来からの取扱いを踏まえ、貨物タンク及びスロップタンクを除く、専用バラストタンク及びコファダム等の上方の貨物エリアについては、当該エリアに塗料庫の配置を別途認めている。

今般、危険化学品ばら積船の上記塗料庫の配置要件の取扱いに関し、近年建造されている当該船舶の実状調査を踏まえ、検討を行った結果、塗料庫は貨物エリア上に配置しないことが望ましいと判断し、関連規定を改める。

改正内容

危険化学品ばら積み船における塗料庫は、貨物エリア上に配置してはならないよう改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 R 編

鋼船規則検査要領 R 編

(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

操舵機室からの脱出設備に関する事項

改正理由

操舵機室からの脱出設備を規定する SOLAS 条約第 II-2 章第 13.4.2.2 規則において、非常操舵場所がある操舵機室には、開放甲板へ直接通じる経路がある場合を除き、2 系統の脱出経路を設けることが要求されている。一方、「開放甲板へ直接通じる経路」の定義及び非常操舵場所がない操舵機室に関する脱出経路の要件については、明確な規定が定められていない。

このため、IACS は、当該要件を明確にすべく、操舵機室と同等の保全防熱性を有する階段及び通路のみを経由して開放甲板へ通じる経路は「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨、また、非常操舵場所がない操舵機室については脱出経路を 1 系統として差し支えない旨等を定める統一解釈 SC269 を 2014 年 12 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC269 に基づき、関連規定を改める。

また、SOLAS 条約の構成に合わせ、鋼船規則 R 編 13.4.3 に規定する操舵機室からの脱出設備に関する要件を、脱出設備の免除に関する要件を定める鋼船規則 R 編 13.4.2 に移設する。

改正内容

- (1) 非常操舵場所がない操舵機室については 1 系統の脱出経路として差し支えない旨規定する。
- (2) 非常操舵場所がある操舵機室についての脱出経路に関する要件を規定する。
- (3) 操舵機室と同等の保全防熱性を有する階段室及び／又は通路のみを経由する脱出経路は、「開放甲板へ直接通じる経路」と見做す旨規定する。
- (4) 鋼船規則 R 編 13.4.3 に規定する操舵機室からの脱出設備に関する要件を、鋼船規則 R 編 13.4.2 に移設する。

改正案の概要

改正要領

鋼船規則検査要領 R 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

イナートガスを供給する二重船殻区画に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.5.1.4 規則においては、イナートガス装置の設置が要求されるタンカーの二重船殻区画に対して、イナートガス管を接続するための適当な連結金具が要求されている。

また、SOLAS 条約第 II-2 章第 4.5.7.3.1 規則においては、タンカーの貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所に対して、固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求されている。

貨物タンクに隣接する区画に貨物が漏洩した際には、イナートガスの供給による当該区画の不活性化が必要であることから、IACS は、固定式炭化水素ガス検知装置が要求される区画に対して、イナートガス供給のための連結金具を設置にする旨明確にすべく、IACS 統一解釈 SC272 として 2015 年 12 月に採択した。

今般、IACS 統一解釈 SC272 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

イナートガス管と接続される二重船殻区画と固定式炭化水素ガス検知装置の設置が要求される区画とは同一である旨規定する。

改正案の概要

改正規則等

事業所承認規則
鋼船規則 B 編, D 編及び K 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 B 編及び D 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
内陸水路航行船規則
内陸水路航行船規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正事項

ディーゼル機関の試験等に関する事項

改正理由

IACS は、ディーゼル機関の製造及び運転試験並びにそれらの承認方法等に関し、様々な統一規則を定めている。

近年、製造技術及び品質システムの向上に伴い、関連業界より当該試験方法等の見直しが要望されていたことから、IACS は、現状における製造技術及び品質システムを考慮するとともに、損傷事例等により得られた知見も踏まえ、関連する統一規則の総合的な見直しを行った。その結果、IACS 統一規則 M5, M6, M14, M18, M19, M21, M23, M32, M50, M51 及び M58 が整理統合され、2015 年 2 月に IACS 統一規則 M51(Rev.4), M71, M72, M73 及び Z26 として採択された。また、水圧試験の対象部品を明確にすべく IACS 統一規則 M72 に一部修正が加えられ、2015 年 8 月に IACS 統一規則 M72(Corr.1)として採択された。

今般、IACS 統一規則 M51(Rev.4), M71, M72(Corr.1), M73 及び Z26 に基づき、関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ディーゼル機関の製造工場試験及び船上試験の方法を改める。
- (2) ディーゼル機関の使用承認試験の方法を改める。
- (3) ディーゼル機関に使用される部品の材料試験及び非破壊試験並びに水圧試験要件を改める。
- (4) 排気タービン過給機の製造工場試験の方法を改める。
- (5) ディーゼル機関及び排気タービン過給機の量産承認試験の方法を改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 B 編及び D 編
高速船規則
鋼船規則検査要領 D 編
高速船規則検査要領
船用材料・機器等の承認及び認定要領
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
内陸水路航行船規則
内陸水路航行船規則検査要領
(外国籍船舶用)

改正事項

ディーゼル機関の承認に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 M44(Rev.7)においては、ディーゼル機関の承認の際に提出する図面及び資料について、ディーゼル機関の構成要素に応じて、承認図及び参考資料を提出する旨規定されており、当該図面及び資料は、ディーゼル機関の設計及び製造者より提出頂いている。

近年、ディーゼル機関の設計及び製造の実際の形態は、ディーゼル機関の設計を行い型式承認を取得するライセンサー及び当該ライセンサーにおいて既に承認を取得した図面及び資料によって機関を製造するライセンシーは別会社であることが一般的となっている。

このような状況を踏まえ、IACS は、ディーゼル機関の型式承認並びに製造の承認の際に提出が要求される図面及び資料等について、ライセンサー及びライセンシーの所掌を整理するとともに、ライセンサー及びライセンシーが行う手続きを明確にする統一規則 M44(Rev.8)を 2015 年 3 月に採択した。

今般、IACS 統一規則 M44(Rev.8)に基づき関連規定を改める。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) ディーゼル機関の提出図面及び資料等について、ライセンサー及びライセンシーの所掌を明確にする。
- (2) ディーゼル機関の図面及び資料等に関する用語の定義を規定する。

改正案の概要

改正要領

船用材料・機器等の承認及び認定要領一部改正案
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

オイルミスト検出装置の使用承認に関する事項

改正理由

IACS は統一規則 M67 として、ディーゼル機関のクランク室に設置するオイルミスト検出装置の承認要件について規定しており、本会も同規定を既に関連規則に取り入れている。

当該検出装置の承認試験では、人為的にオイルミストを発生させて装置の性能を確認する必要がある。この場合、同オイルミストは毒性及び可燃性を有する物質であることから、試験立会者を危険に曝す場合がある。

このため IACS は、当該検出装置の承認試験時に使用するオイルミストに起因する危険性を考慮し、試験における事故の予防措置を講じるよう関連の要件を規定することとした。併せて、承認試験の項目についても、より詳細な性能を確認できるよう見直しを行った。これらの要件を取り纏め、2015 年 2 月に統一規則 M67(Rev.2) として採択した。

今般、IACS 統一規則 M67(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 使用承認試験を行う場合には、発生するオイルミストの危険性を考慮し、適切な予防措置を講じる旨規定する。
- (2) 使用承認試験時に使用する試験用油は、試験立会者の健康及び安全性への影響を考慮するとともに、適切に管理された *SAE40 monograde mineral oil* 又は同等のものとする旨規定する。
- (3) オイルミスト検出装置の性能試験として、同装置の計測範囲、分解能及び感度の確認等を追加する。
- (4) 試験成績書に、オイルミスト検出装置の製造者により申告された機器の仕様を記載するよう改める。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 D 編
鋼船規則検査要領 D 編及び N 編
（日本籍船舶用及び外国籍船舶用）
内陸水路航行船規則
内陸水路航行船規則検査要領
（外国籍船舶用）

改正事項

機関の非破壊試験に関する事項

改正理由

本会では、ボイラ胴、圧力容器、管装置等の溶接（以下、「機関の溶接」という。）について、その健全性を確認するために、機関の用途に応じて放射線透過試験、超音波探傷試験、浸透探傷試験や磁粉探傷試験といった非破壊試験を実施する旨規定しており、その試験方法を JIS 規格等を参考に規定している。

同様に、国際規格 ISO においても、非破壊試験に関する規格が ISO 17636 として定められている。同規格は、従来、フィルム式の放射線透過試験の方法を定めるものであったが、近年、フィルムを用いないデジタル式の放射性透過試験の技術が開発されていることを受け、フィルム式及びデジタル式の両方の試験方法を含むものに改正されている。

上記 ISO 17636 に規定されるフィルム式の試験方法は、本会規則において機関の溶接について実施しているものと同様のものである。また、本会規則において、既に船体構造の溶接についてはフィルム式に加えてデジタル式の試験方法を適用できる旨規定している。同規格に規定される試験方法は、機関の溶接に対しても適用できるものであることから、今般、個別に検討を行った上でデジタル式の放射性透過試験を実施できるよう関連規定を改める。

また、陸用ボイラの構造及び試験等を規定する JIS B 8201 において、放射線透過試験にかえて超音波探傷試験を実施できる旨規定されていること並びに本会における圧力容器及び管装置等の溶接に対する超音波探傷試験の実績を考慮し、ボイラ胴の溶接についても、個別に検討を行った上で放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができるよう関連規定を改める。

改正内容

- (1) 機関の溶接に対する放射線透過試験を ISO 17636 に従ったフィルム式又はデジタル式の試験方法により行うことができる旨規定する。
- (2) ボイラ胴の溶接に対する放射線透過試験を超音波探傷試験に代えられる旨規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 D 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

煙管式排ガスエコノマイザに関する事項

改正理由

IACS は、煙管式排ガスエコノマイザに関する設計要件等を IACS 統一規則 P6 として規定している。当該統一規則においては、同排ガスエコノマイザの圧力上昇による破裂事故を防ぐため、逃し弁を設置するよう規定するとともに、当該逃し弁の整備不良も想定し、固形物の蓄積を防ぐ構造とする等の要件を規定している。また、当該規定を満足する逃し弁の設置が困難な場合もあることから、代替手段として破裂板の設置を認めている。

この程、IACS は、上記逃し弁の構造要件が厳しいとの意見を受け、これらの要件について見直しを行った。その結果、逃し弁は、定期的な検査により健全性が確認されており、また、これまで損傷等の発生も報告されていないことから、逃し弁の構造に関する要件を削除することとした。併せて、当該逃し弁の代替手段である破裂板の設置に関する要件についても、削除することとした。IACS は、2015 年 6 月にこれらの要件を改めた IACS 統一規則 P6(Rev.1)を採択した。

今般、IACS 統一規則 P6(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 煙管式排ガスエコノマイザの逃し弁について、弁棒等に固形物が付着した場合であっても圧力が開放できるものとする等の構造に関する要件を削除する。
- (2) 破裂板の設置に関する要件を削除する。

改正案の概要

改正規則等

鋼船規則 H 編
鋼船規則検査要領 H 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

通風口の配置に関する事項

改正理由

2014 年 5 月に開催された第 93 回海上安全委員会(MSC93)において、液化ガスのばら積運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則である IGC コードの改正が決議 MSC.370(93)として採択された。当該決議により、液化ガスばら積船における通風用ダクト、空気取入口、排気口等の通風口は *IEC 60092-502* に従った配置が要求されることとなった。

IEC 60092-502 においては、危険場所の空気取入口の非危険場所への設置等が要求されており、当該配置要件は、対象となる区画の爆発性雰囲気に関する危険場所のレベルを維持するための重要な要件であることから、液化ガスばら積船に限らずタンカー及び危険化学品ばら積船にも適用すべきと考える。

今般、*IEC 60092-502* に基づき、タンカー及び危険化学品ばら積船における通風口の配置要件を規定する。

改正内容

機械通風装置用の通風用ダクト、空気取入口及び排気口の配置要件を *IEC 60092-502* に従って規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 H 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)
内陸水路航行船規則
(外国籍船舶用)

改正事項

発電機の製造工場試験に関する事項

改正理由

IACS 統一規則 E13 においては、発電機に対し、急激な負荷変動や短絡電流の発生といった運転状態の変動に対する耐力を確認するため、電圧変動試験及び持続短絡電流試験が要求されており、本会規則にも取入れている。

同統一規則においては、同一形式の発電機等に対し当該試験の軽減又は省略が認められているものの、その条件が一部不明確であったことから、IACS は、同統一規則の見直しを行い、2015 年 8 月に統一規則 E13(Rev.2)として採択した。

今般、IACS 統一規則 E13(Rev.2)に基づき、関連規定を改める。

改正内容

- (1) 過渡電圧変動特性試験は、同一形式の発電機の試験結果から過渡電圧変動特性を計算することにより、省略できる旨規定する。
- (2) 新形式の発電機において、持続短絡電流試験を軽減又は省略する場合に提出すべき資料等を規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 H 編
高速船規則
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

総トン数 500 トン未満の船舶の航海灯回路に関する事項

改正理由

本会規則では、航海灯表示器への給電は、給電回路の冗長性を確保するため、主配電盤及び非常配電盤からそれぞれ独立に配線した回路によらなければならない旨規定している。ただし、総トン数 500 トン未満の船舶にあつては、主電源及び予備電源から給電を受ける主配電盤からの 1 回路のみとすることを認めている。

この場合、給電回路の構成としては、主配電盤と列盤になっている予備電源用の充放電盤を介して 1 回路により航海灯表示器へ給電する場合が一般的である。

今般、当該給電要件が明確になるよう、関連規定を改める。

改正内容

総トン数 500 トン未満の船舶における航海灯表示器への給電方法は、主配電盤及び予備電源に接続される充放電盤からの 1 回路のみとすることができる旨規定する。

改正案の概要

改正規則

鋼船規則 D 編
(日本籍船舶用及び外国籍船舶用)

改正事項

空気管の寸法に関する事項

改正理由

鋼船規則 D 編 13 章においては、ポンプで液体を積むタンクに設ける空気管の寸法は、注入管の断面積の 1.25 倍以上の合計断面積を有するものとしなければならない旨規定されている。

当該規則の適用上、オーバフロー管を設ける場合には、空気管の内径を 50mm まで減ずることができる旨規定されているが、この場合の取扱いが明確ではないことから、明確となるよう関連規定を改める。

改正内容

オーバフロー管を設ける場合には、空気管の合計断面積にオーバフロー管が接続されるタンクの空気管も含めて差し支えない旨規定する。